

海運貨物に関する指導事例

行為の概要	関係法条
運送業を営むJ社は、自ら請け負った海運貨物の運送業務を他の運送事業者に委託する際、荷待ちが常態化しており、荷待料を求めたら顧客との関係性が築けず商売にならないこと、顧客から荷待ちの対価が支払われていないこと等を理由に、受託側の運送事業者に荷待ちを無償で行わせていた	第4条第2項 第3号（不当な経済上の利益の提供要請）
運送業を営むK社は、自ら請け負った海運貨物の運送業務を他の運送事業者に委託する際、荷待ちは天候が要因であること、荷主等から荷待ちの対価を支払ってもらえないことを理由として、受託側の運送事業者に荷待ちを無償で行わせていた	第4条第2項 第3号（不当な経済上の利益の提供要請）

出所）公正取引委員会発表資料から抜粋